

令和7年度光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会 議事録

- 1 日 時 令和8年3月12日(木) 14時00分～15時05分
- 2 場 所 あいぱーく光 健診ホール
- 3 議 題 光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の進捗並びに来年度の取組みについて
- 4 出席者 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員 12名
- 5 配付資料 光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会委員名簿
光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会設置要綱
令和7年度光市高齢者保健福祉計画等策定市民協議会 会議資料

6 議事録

(1) 会長挨拶

(2) 議事

光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の進捗並びに来年度の取組みについて

●事務局

※資料に沿って説明

●会長

ただいま、事務局から「光市高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画の進捗」並びに「来年度の取組」について、説明がありました。

これに関するご意見や、計画以外にも介護保険や高齢者福祉の関係でご意見があれば、せっかくの機会ですのでご発言をよろしくお願いします。

●委員

緊急通報装置の設置について、民生委員から固定電話がない高齢者にも設置できるように制度を改正してほしいと数年前から要望が出ていたと思いますので、携帯電話型の導入ということで非常にいい取組だと思います。

1点お伺いしたいのが、携帯電話型の導入ということですが、固定電話型だと何メートル以内でないと対応できないという制約がありました。携帯電話型では家から何メートル離れても対応できるなどあれば教えていただきたいと思います。

それと2点目ですが、バス・タクシー等運賃助成事業について、これは非常にいい制度だと思いますが、現状では助成券が200円単位となっているものを100円単位としてはどうかという意見があります。例えば運賃が150円だった場合に、200円券を出して差額が戻ってこない場合など、100円券とすることでより効果的に活用できると思います。他市では100円券を導入しているという話も聞きます。事業者さんの負担が増えるという面もあるか

もしもかもしれませんが、ご検討をお願いしたいと思います。

最後にもう1点、介護認定について、申請から実際に認定がおこるまで2カ月近くかかるという話を聞きました。中には緊急を要する方もおられると思いますので、もう少し早く介護認定の結果が出るよう取り組んでいただきたいと思います。

●事務局

1点目の緊急通報装置につきましては、携帯電話型が自宅からどこまで離れたところで使用できるのかという内容かと思いますが、通信状況で申しますとソフトバンク回線を使用するため、基地局に繋がる状況であれば使用できる環境となります。ただし、使い方としては自宅の中でご使用いただくことを想定しております。これは、転倒や事故等の緊急時にご使用いただく際は、受信センターから自宅をめがけて出動することとなりますが、緊急通報装置にGPS機能がついていないため、自宅外で使用するとどこにいるかわからない状況が発生することも想定されるため、自宅内での使用をお願いしているものです。

2点目の高齢者バス・タクシー等運賃助成事業に関するご提言につきましては、所管課にしっかり情報共有し、今後の対応等について検討してまいります。

3点目の要介護認定申請につきましては、ご指摘のとおり今年度は遅れを生じるという場合があります。これは、申請を提出される方がかなり増えており、訪問調査の枠を十分に確保できていなかったため、調査に遅滞が生じたことが要因となります。その枠を拡充すべく人員配置の見直し等を実施しましたので、来年度以降はなるべく早く認定できるよう取り組んでまいります。

●委員

緊急通報装置につきましては、来年度から自己負担の完全無償化も実施されることとなり、新たに設置を希望される方も出てくるのではないかと思います。固定電話がある方でも携帯電話型を設置できるのか、そのあたりを教えてください。

●事務局

携帯電話型は、基本的には固定電話がない方が対象となります。これまで固定電話がない方は、市の制度上、緊急通報装置を設置できなかったため、そこに対しての普及を主たる目的としております。

●委員

緊急通報装置に関して私の母の話ですが、市から緊急通報装置をつけてはどうかと何度もお話をいただきましたが、緊急通報装置は家の中だけが範囲で外に出ると使えません。だから私は使いやすい携帯電話を母に持たせました。そうすると、必要なときに母はすぐ私に連絡できるようにしていただきましたので、緊急通報装置はなくてもよいのではないかと思います。

うのですが、みなさんはどのようにお考えでしょうか。

●事務局

今のお話は固定電話型に関するものだと思いますが、ペンダント型の通報装置など自宅内であればちょっと離れた場所でも通報できる仕組みも設けていますので、こういったものを活用できれば解消できる側面も少しあるのかなと思います。

また、緊急通報装置は緊急時の通報のみではなく、健康上の困りごとや相談ごとなどに日常的にオペレーターが応じる相談機能も有しています。もう一つは、双方向でオペレーター側から「お伺い電話」として月に最低1回はご連絡しております。

こういった見守りの強化という視点からも、市としては普及促進を図っていきたいと考えております。

●委員

緊急通報装置はどのくらいの方が設置されているのでしょうか。緊急通報装置の機能が緊急時の対応のみではないということは理解しましたが、私の一人暮らしの友人でも携帯電話のほうがいいという人も多く、本当に緊急通報装置を必要とする方はどれくらいおられるのでしょうか。

●委員

民生委員としては、緊急通報装置は月1回の安否確認や日頃の相談への対応などすごくありがたい装置だと考えています。先ほど事務局からもありましたが、今までは自己負担金があったため設置を勧めることが難しい面がありましたが、来年度から完全無償化ということで設置がすごく増えるのではないかと考えています。

●会長

私も、近所の独居の方なのですが、緊急通報装置をご本人が使用して救急車を呼ばれたということがありました。また、他の方なのですが、日々確認があるおかげでかなり安心しておられる方もいらっしゃいます。

●事務局

先ほど委員から緊急通報装置の設置状況についてご質問いただきましたが、固定電話型につきましては、在宅一人暮らしの方が2,649人、在宅75歳以上二人暮らしの方が2,734人おられる中で600台程度設置されているという状況です。

●委員

今日も会議に出席できない介護保険事業者がありますが、これはひとえに現場の業務に

つかなければならない、我々ほとんどの介護保険事業者が抱える人手不足という問題が関わっていると思います。介護保険事業者の生産性の向上という面では、ケアプランデータ連携システムの導入について、本来こんなことではいかなのではないかという反省も踏まえて、我々は加算がつかなければ導入しないのか、みんなで協力して取り組む姿勢が必要なんだと考えています。

本来は事業所単位で導入を進めるべきだとは思いますが、地域全体で取り組めるような仕組みを市として作っていただければ、たいへんありがたいと思っています。また、生産性の向上という点に関して、事業所それぞれの職員教育や人材確保といった取組を進めることはもちろんですが、それに加えて市からの支援をいただくと非常にありがたいと考えています。

近隣市でも老健施設が事業廃止されるという事例もありましたが、そういったことも踏まえて、光市としての今後の対応について、我々もお願いしていかなければならないと考えています。現段階で、具体的な今後の取組の予定があれば教えていただけますでしょうか。

●事務局

本市におきましては、介護保険事業者に限ったものではありませんが、先ほどもご案内したとおり中小企業の人材確保にかかる支援「光に住んで働こうや一支援事業」として全庁的に取り組んでいるものがございます。

また、次年度以降の取組につきまして、現時点で明確にお示しすることはできませんが、介護人材の確保及び生産性の向上にかかる取組につきましては、本市はもとより、県内さらには全国的にも共通した課題であると認識しております。そうした中で、我々としても単独で考えるのみならず、県内他市の取組等を情報収集し参考にしながら次期計画策定の中でしっかり検討してまいりたいと考えています。

●委員

2点教えてください。1点目は地域ふれあいサロンについて、市内約70箇所で開催されているとのことですが、看板などが設置されているのでしょうか。まちを歩いていて、ここにサロンがあるんだと気づいたことがないので教えてください。

また、サロンを利用する場合は登録などが必要なのでしょうか。それとも、見つけたからちょっとおしゃべりしてみようかなといったかんじで利用できるのでしょうか。

2点目は、今まで元気に過ごしてきたけど85歳を越えて、少し困りごとがでてきたといった場合に、どこに相談にいけば今の自分にあつた支援が受けられるのでしょうか。

●事務局

ふれあいサロンにつきましては、看板等は設置されておりませんが自治会館などの公共

の施設で高齢者の通いの場として活動されている状況です。実施主体は社会福祉協議会となっており、光市社会福祉協議会に申請していただき、サロン登録のうえで活動していくという流れになっています。市は、社会福祉協議会に対し補助金交付により事業を支援しているものです。

●委員

月1回あるいは週1回程度、地域で歩いて通える場所、自治会館などに高齢者が集まって家に閉じこもりがちにならないように介護予防や認知症予防の活動をしています。25年を超える取組ですが、担い手の方の高齢化等によりサロン数も減少傾向にあります。

サロンの場所につきましては、光市社会福祉協議会に一覧表を設置しているのと、HPに掲載しているものでご確認いただくことができます。場所がわかりにくいという声もいただいておりますので、今後は地図情報の掲載に向けて準備を進めているところです。

●事務局

2点目の高齢者の相談窓口につきましては、高齢者の総合相談窓口として光市地域包括支援センターをご案内しております。お住まいの地域によって担当を分けておりますが、東部包括支援センターでは室積・光井・大和地区、西部包括支援センターでは浅江・島田・上島田・三井・周防となります。どこに相談したらいいかわからない場合は、あいぱ一く光内にある基幹型地域包括支援センターにお問合せいただき、適切に必要な支援につなげてまいります。

●委員

先ほどご説明いただいた表にもあったように、ここ数年、訪問介護の利用について相談も含めてかなり希望者が増えていると感じております。

前回の会議でも質問させていただきましたが、その一方で介護従事者の数が減っている、特にヘルパーが減っている、担い手がないという状況は変わっていません。ハローワーク等に求人を出しても、新規で雇用できたのは0という状況です。当事業所においてもヘルパーの高齢化は進み、現在は60代が5名、50代が5名、40代が5名という状況です。

このまま新規採用が進まなければ、今後5年間で5から6名が退職することとなりヘルパー不足が懸念されます。

現状で申しますと、市内でも本事業所から離れた大和地域や室積の伊保木地区などから利用相談をいただくこともありますが、移動だけで1時間かかる状況などから申し訳ないと思いつつお断りするような状況です。

市内でも訪問介護事業所がない地域では、民生委員の皆さんが見守りなどをしておられるけれども、やはり買い物する場所が家の近くにないとヘルパーの利用や移動販売などに限られてしまう、かといってヘルパーを相談しても断られる、移動販売も毎日利用

できるわけではないという状況で、市街地から離れた地域で暮らす方はかなり困っておられるのではないかという印象があります。

光市として、市街地から離れた地域で暮らす方への支援に取り組んでいただきたいと思いますと考えています。

●会長

訪問介護でいうと、本来は在宅で介護したかったのだが、ヘルパー利用を断られたから仕方なく入所させたという話を聞いたこともあります。そのあたりをふまえ、事務局お願いします。

●事務局

貴重なご意見ありがとうございます。

介護人材の確保につきましては、全国的な課題と認識しており、即効性のある対策というのが難しいと感じています。その中で、これがすべての解決につながるとは考えておりませんが、介護職員に対する処遇改善や有資格者で現在職についておられない方の掘り起こしについても取り組んでいくという情報もあります。市としてもそういった取組としっかりと連携して今後の介護人材の確保に取り組んでまいりたいと考えています。

●会長

介護職員の不足についてはいろいろな事業者から聞いていますので、是非とも対策を考えていただきたいと思います。

最後に1点、成年後見制度について介護者の集いで相談を受けることがあるのですが、制度が複雑で家族会から説明するのは難しい内容です。成年後見制度に関する現在の状況と新規事業の受任者調整会議について教えてください。

●事務局

確かに成年後見制度に関する相談は年々増加しております。本人、ご家族、支援されているケアマネ等から制度に関する質問はもちろん、後見人等を選任後についても後見人等や本人を支えておられる支援者等からも多くの相談をいただいております。

また、実際に後見人がついて本人の生活がよくなる場合もあれば中には本人がメリットを実感しにくいようなケースもあるという声もあります。また、後見人等だけでは抱えきれないケースも増えており、こういった事案への対策として新たに受任者調整会議を立ち上げる次第です。

この受任者調整会議は、市長申し立てケースについて、本人の状況や、求められる後見活動に合った適切な後見人等の候補者を専門職で検討する受任者調整機能と後見人等を選任後に、困難なケースに関する支援者からの相談について専門職が助言等を行う後見人等

支援機能を有するもので、令和8年度から新たに取り組んでまいります。

●会長

相談がある場合は地域包括支援センターに問い合わせればよいのでしょうか。

●事務局

成年後見制度に関する相談等は地域包括支援センターにお問合せいただきますようお願いいたします。

●会長

ありがとうございました。

他にないようですので、本日はこれで終了します。

※閉会挨拶 福祉保健部長